

岐阜労働局発表

令和8年4月27日(月)

担当

労働基準部 健康安全課

課長 下田 貴裕

地方労働衛生専門官 辻 健夫

電話 058-245-8103

報道関係者 各位

## 令和8年度の職場における熱中症予防対策の取組について

— 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の展開 —

岐阜労働局(局長 原田 浩一)では、令和8年5月1日から9月30日まで「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、監督指導や安全衛生指導等のあらゆる機会に熱中症予防対策に取り組むよう周知・指導します。

### 1 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の概要 (資料1)

#### (1) キャンペーン期間

令和8年5月1日から令和8年9月30日まで

(準備期間:令和8年4月 重点取組期間:令和8年7月)

#### (2) 重点実施事項

- ① 暑さ指数(WBGT値)の把握と評価
- ② 測定した暑さ指数に応じた対策の徹底
- ③ 改正労働安全衛生規則及び「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく措置の実施(後記3、4)

### 2 岐阜県内における熱中症による労働災害発生状況(休業4日以上)(資料2)

#### (1) 令和7年の熱中症発生状況

- ・休業4日以上の死傷者数 35人(うち死亡者数0人)
- ・前年比15人増(75.0%増) ⇒ 4年連続の増加

#### (2) 発生業種の特徴(平成23年から令和7年まで)

- ・製造業と建設業で全体の半数を占める

#### (3) 発生月別傾向(平成23年から令和7年まで)

- ・7月:78人、8月:78人 ⇒ 7・8月で全体の77.2%を占める

### 3 職場における熱中症対策の強化（資料3）

令和7年6月1日施行の労働安全衛生規則第612条の2（新設）に基づく事業者の措置義務

○ 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行うとき：

- ① 早期発見のための体制整備
- ② 重篤化を防止するための措置の実施手順の作成
- ③ 関係作業員への周知

※ 「暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業」……暑さ指数28℃以上（気温31℃以上）の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業（令和7年5月20日付け基発0520第6号）

### 4 職場における熱中症防止のためのガイドライン（資料4）

令和8年3月18日付け基発0318第1号により新たに策定されたガイドライン。「熱中症リスクの評価」や「熱中症リスクに応じた措置」が示されている。

資料1 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレット

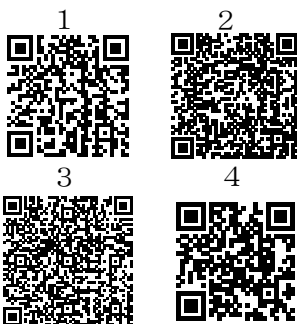
資料2 「岐阜県内の熱中症による労働災害発生状況（H23～R7）」

資料3 「職場における熱中症対策の強化について」リーフレット

資料4 「職場における熱中症防止のためのガイドライン 概要」

（参考URL）

- 1 [令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します | 厚生労働省](https://www.mhlw.go.jp/stf/coolwork_2026.html)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/coolwork\\_2026.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/coolwork_2026.html)
- 2 [STOP！熱中症 クールワークキャンペーン / 厚生労働省 | 厚生労働省](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html)  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>
- 3 [職場における労働衛生対策 | 厚生労働省](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anken/anzeneisei02.html)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/anken/anzeneisei02.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anken/anzeneisei02.html)
- 4 [ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」](https://neccyusho.mhlw.go.jp/)  
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」は「職場における熱中症予防情報」サイトから入手できます。

STOP!

# 熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、  
一年間で約30人が亡くなり、  
約1,000人以上が4日以上  
仕事を休んでいます。



◀ 熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月

準備

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間 **4月** にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、  
☑チェックしましょう。

## 労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し  
熱中症予防の責任体制を確立

## 暑さ指数（WBGT）の 把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

## 作業手順・作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止  
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を  
策定

## 設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または  
冷房設備、散水設備の設置を検討

## 休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や  
涼しい休憩場所の確保を検討

## 服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や  
送水により身体を冷却する機能をもつ服の  
着用も検討

## 教育研修 の実施



管理者、作業者に  
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



## 緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応（異常時における連絡体制や  
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（予定）

# キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省  
熱中症予防情報  
サイト



STEP

1

## 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP

2

## 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



### 暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



### 休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



### 服装

準備期間に検討した服装を着用



### 作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、  
作業中止



### プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



### 水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行  
させる等を考慮)



### 暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間  
の調整  
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意  
すること



### 健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま  
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎  
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮  
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



### 日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量  
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを  
指導し、作業開始前に確認



### 作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、  
「バディ」を組ませる等作業者にお互いの  
健康状態を留意するよう指導



### 異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底  
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応  
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風**することなどにより身体を冷却  
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

## 重点取組期間

7月

にすべきこと



暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加

暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底

水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底

作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加

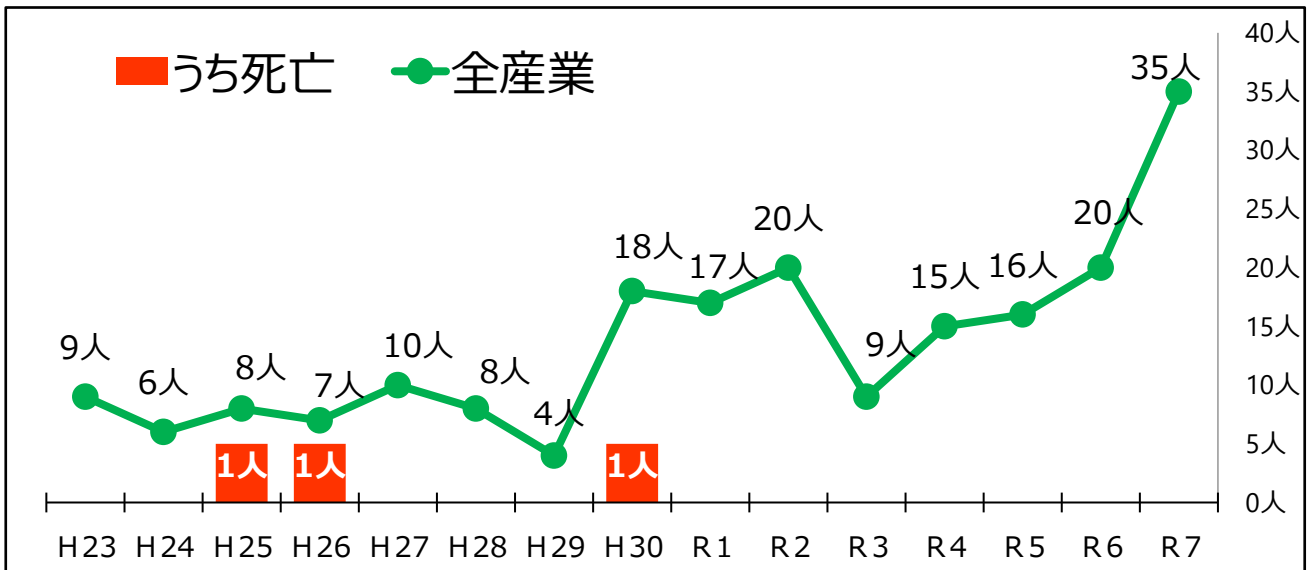
熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施

熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

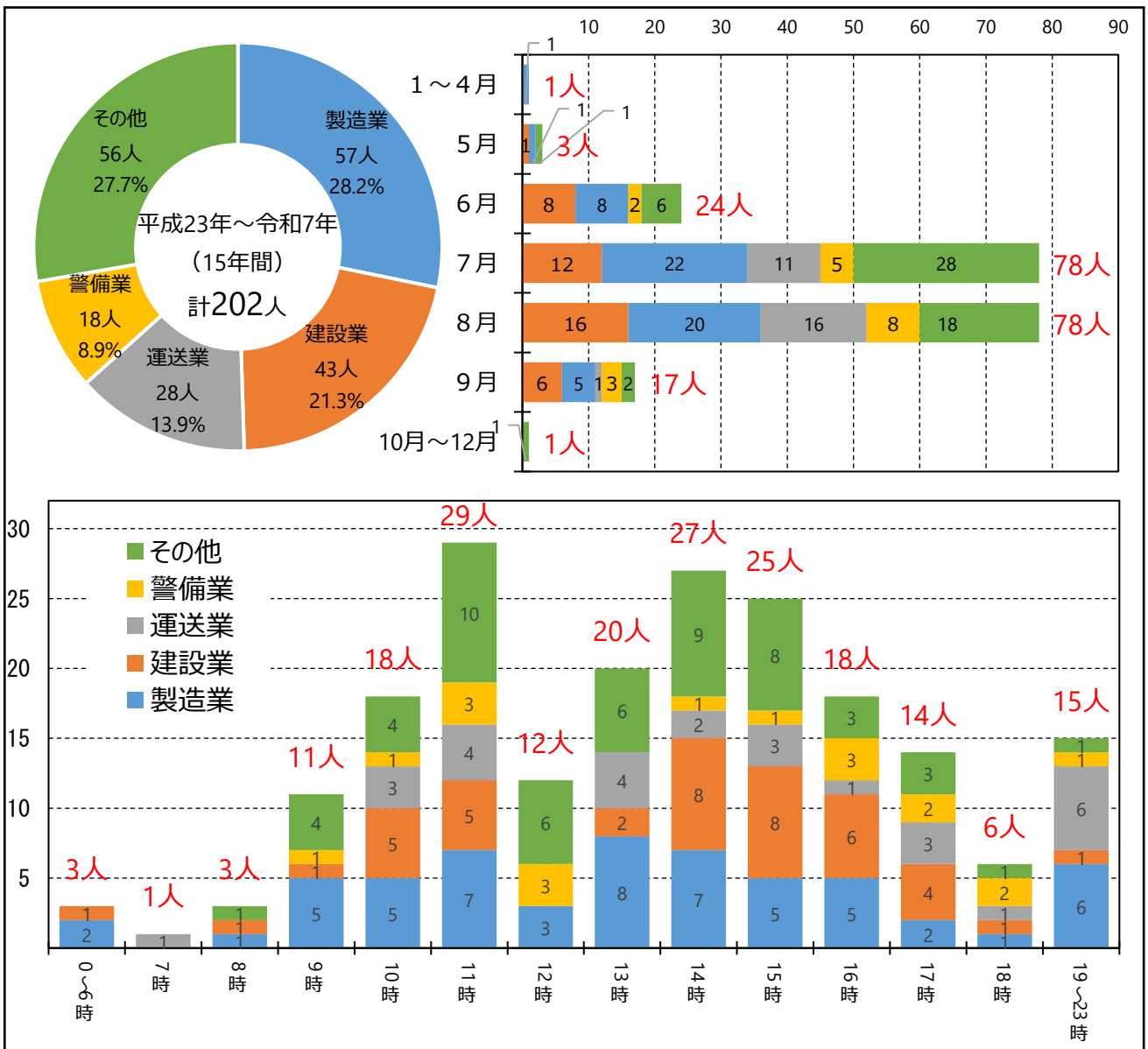
# 岐阜県内の熱中症による労働災害発生状況（H23～R7）

(※労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上労働災害によるもの。)

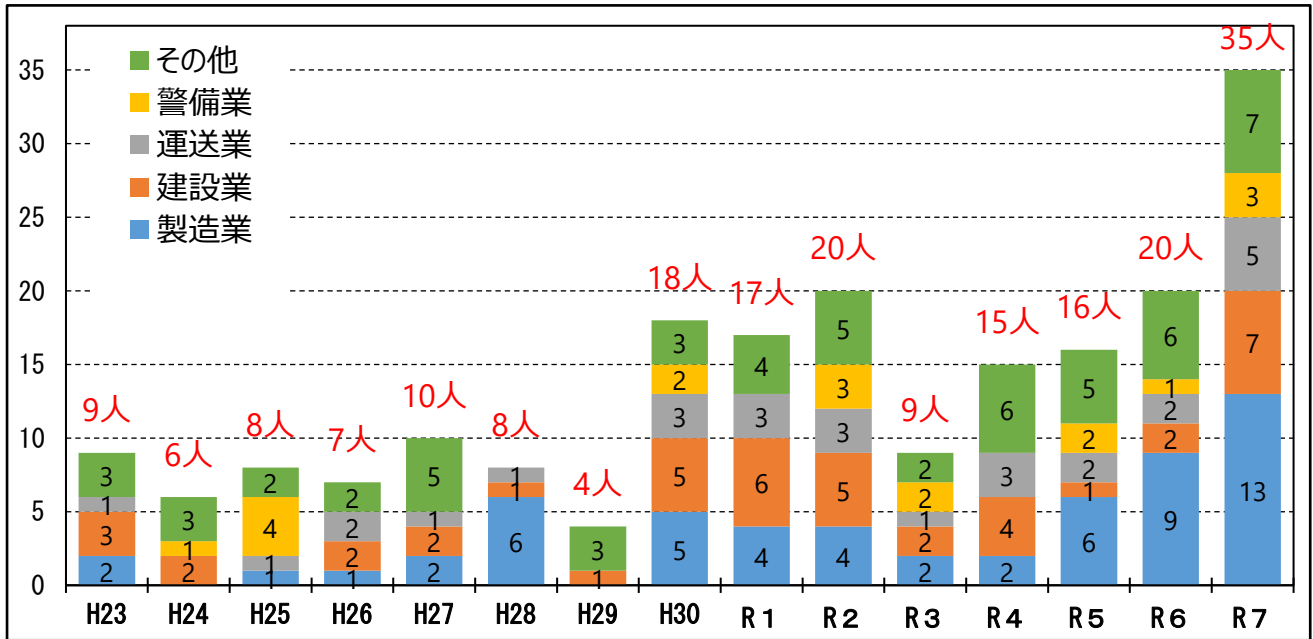
グラフ① 発生年別



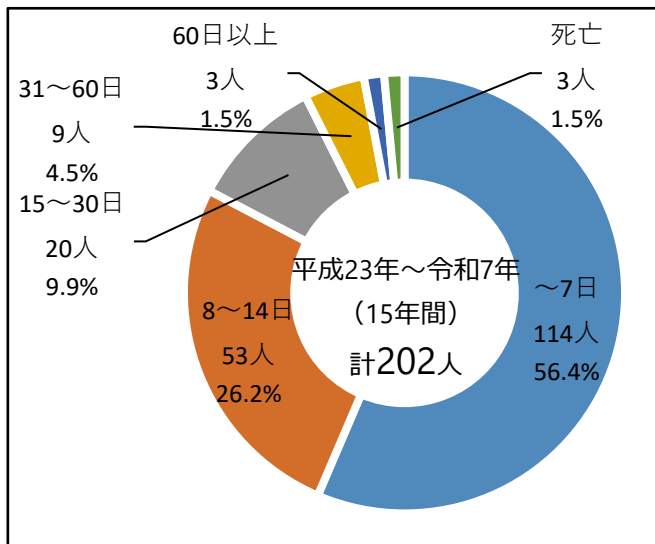
グラフ② 業種別の発生月別、時間帯別



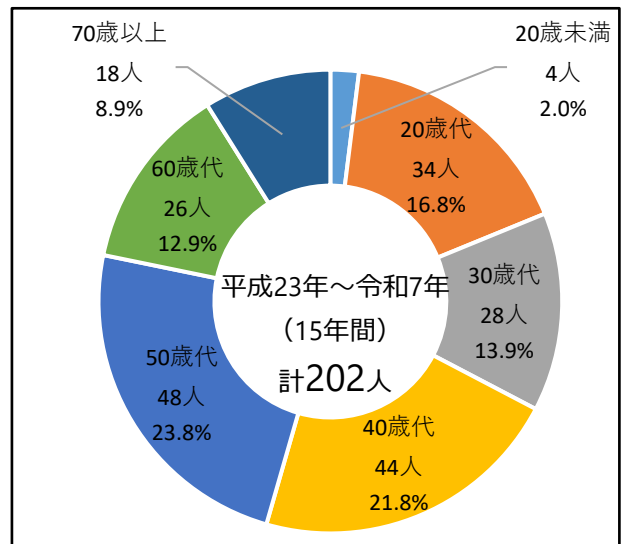
グラフ③ 年別・業種別



グラフ④ 休業見込日数別



グラフ⑤ 年齢別



(死亡災害の概要)

H25年7月 19:00  
運送業 運転手 (70歳代)

トラック運転中、熱中症により意識が朦朧となり、対向車線にはみだして対向車に接触したものの。

H26年7月 14:20  
建設業 作業員 (30歳代)

建築現場で配管作業中に、熱中症により意識を失ったもの。

H30年8月 16:20  
建設業 作業員 (40才台)

解体工事現場で作業中に、熱中症により救急搬送されたもの。

令和7年6月1日に  
改正労働安全衛生規則が  
施行されます

# 職場における 熱中症対策の強化について



## 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

### 職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが  
「初期症状の放置・対応の遅れ」

### 早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない  
(重篤化させない)ための  
適切な対策の実施が必要。**

### 基本的な考え方



### 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

**1** 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

**2** 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

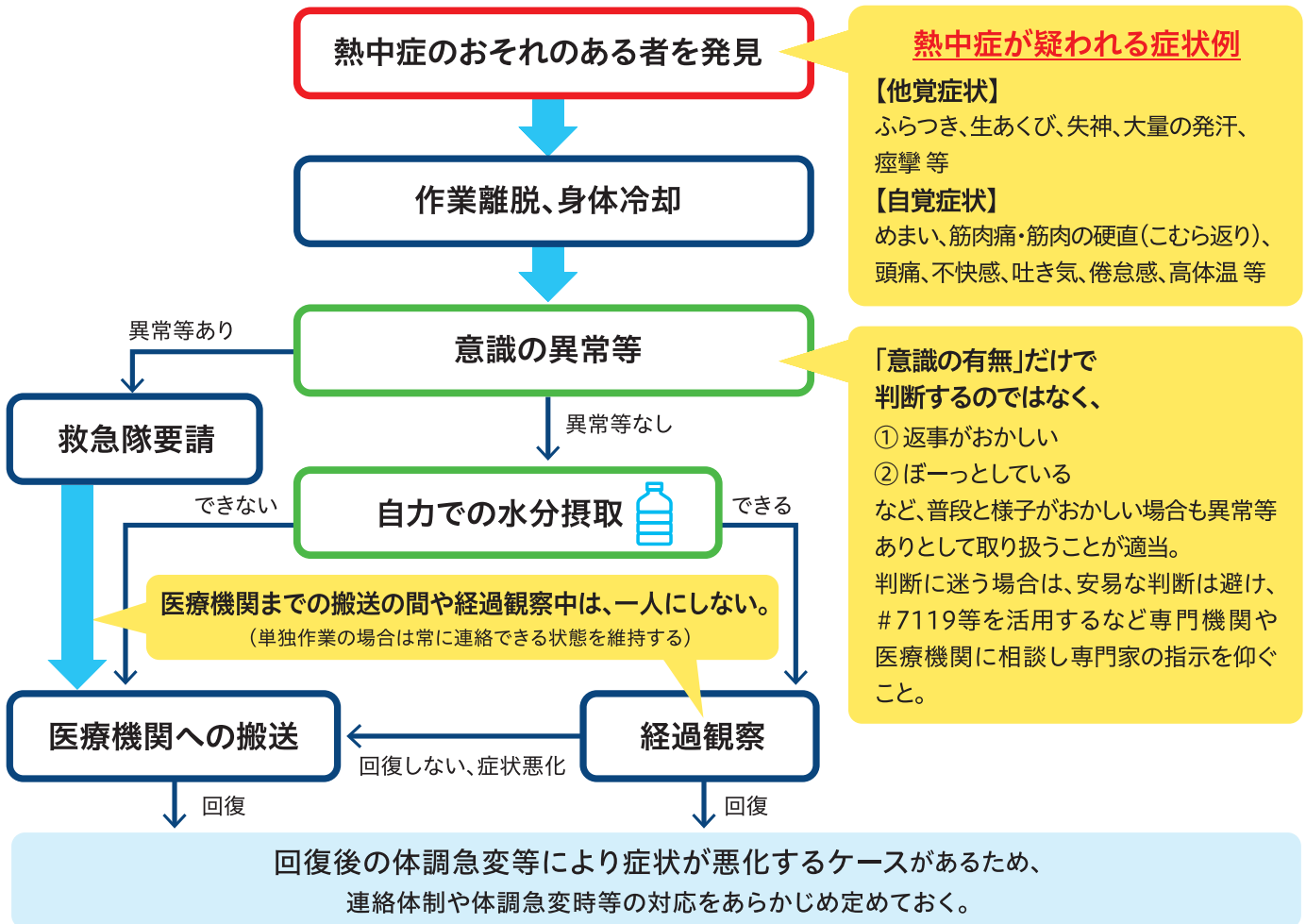
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で  
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。  
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

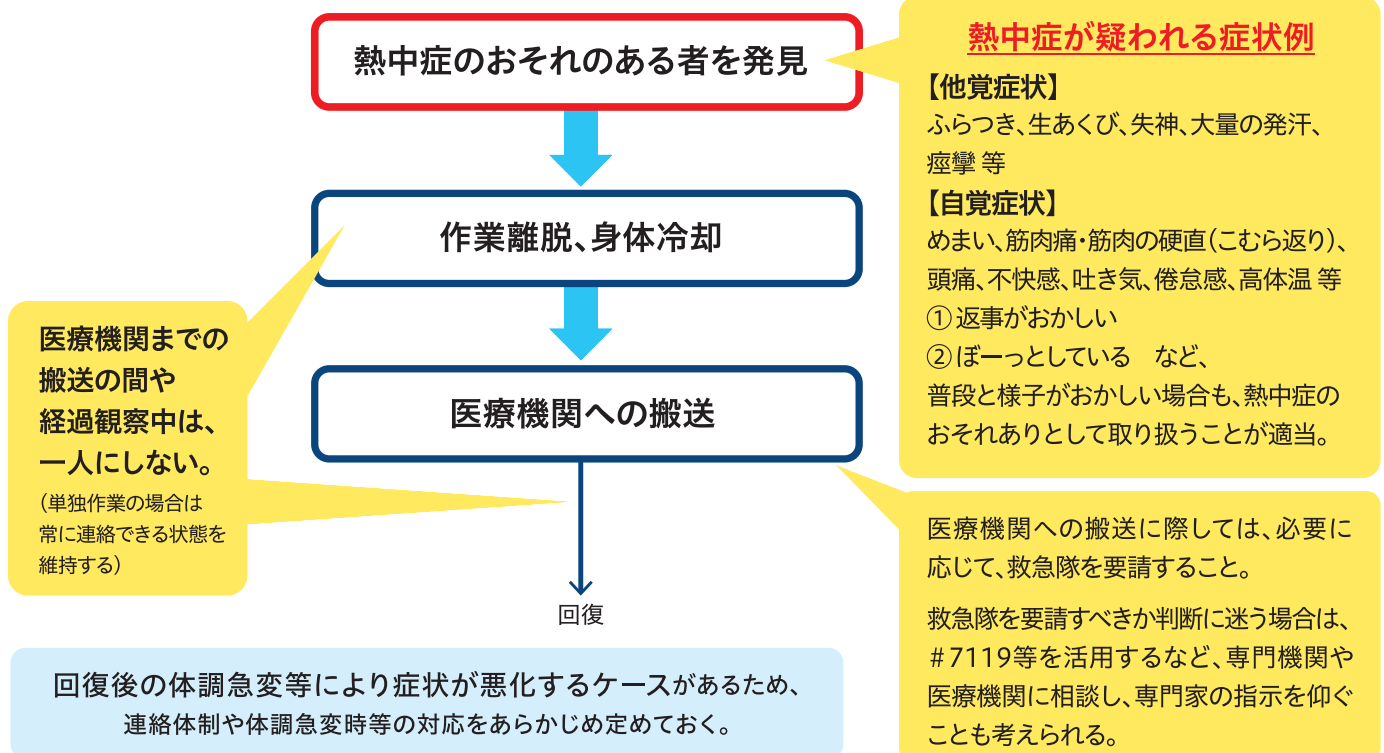
## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



# 職場における熱中症防止のためのガイドライン 概要

資料 4

(令和8年3月18日付け基発0318第1号)

## 第1 目的等

職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的とする。  
事業者は、第2に基づき熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を第3から選択して実施。

## 第2 熱中症リスクの評価

### 1 有害性の要因の特定

- 職場において熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性を特定
  - ・有害性としては、①高温・多湿な作業環境、②連続作業、③通気性や透湿性の低い衣服・保護具、④身体作業負荷の大きい作業 が挙げられる。

### 2 湿球黒球温度の値（WBGT値）の把握

- JIS B 7922等に適合したWBGT指数計で実測

## 第3 熱中症リスクに応じた措置

### 1 労働衛生管理体制の確立等

- ・衛生委員会等を活用し、労働者の理解と協力を得つつ労使で話し合い、その内容を労働者に対して周知することが重要。
- 各種管理者等の選任と役割
  - ・衛生管理者等を中心に熱中症防止対策を検討。
- 作業手順・作業計画の策定
- 報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知

### 2 作業環境管理

- WBGT値の低減
  - ・発熱体との間に遮へい物の設置、簡易な屋根等の設置等。
- 休憩場所の整備等
  - ・休憩の設備はできる限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましい。

### 3 作業管理

- 作業時間の短縮等 作業の休止時間や休憩時間の確保。
- 暑熱順化 計画的に暑熱順化期間を設ける。
- プレクーリング 作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制。
- 水分及び塩分の摂取 水分及び塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取。
- 服装による身体冷却 透湿性・通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服の着用。
- 作業中の巡視 高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を確認。
- 業種・作業別の対応例

### 3 熱中症リスクの評価・検討

- 熱中症リスクの評価
  - ・WBGT値に、身体作業強度等の補正を行い、熱中症リスクを見積る。  
WBGT基準値を超える場合はWBGT値の低減等の熱中症予防対策を実施。
- 熱中症リスクの低減のための措置の検討
  - ・作業場所のWBGT値の低減を検討（作業環境管理）。
  - ・事業場の実情を踏まえて作業管理。
  - ・高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ作業従事者に対しては、作業時間の短縮等を検討。

### 4 健康管理

- 健康診断結果に基づく対応
- 日常の健康管理等
- 作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認
  - ・作業開始前に、当日の体調に普段と異なる変化がないか、睡眠不足がないかなど、声かけ。

### 5 労働衛生教育

簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましい。

- 熱中症予防管理者労働衛生教育 ● 職長等向け教育
- 作業従事者向け教育

### 6 異常時の措置

・熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、一旦、作業を離れ、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。

### 7 その他

- 実施時期
- いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者について
- 注文者や作業場所管理事業者による配慮
- 労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について

## 図表等

- 身体作業強度等に応じたWBGT基準値
- 衣類の組合せによりWBGT値に加えるべき着衣補正值（℃-WBGT）
- 熱中症の症状と分類
- 熱中症による健康障害発生時の対応計画
- 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病の特徴等